1　登録番号　第7205号
2　登録年月日　平成11年4月15日
3　農林水産植物の種類
　Cymbidium Sw.
4　登録品種の名称　グレートセピア　ベイブ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
　株式会社河野メリクロン
　徳島県美馬市脇町大字北庄562番地1

○農林水産省告示第二千四百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十二月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県日光市滝ケ原四六二八の一・四六二九の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十二月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県日光市滝ケ原四六二九の一・四六二九の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十二月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県日光市滝ケ原四六二九の一（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十二月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県日光市滝ケ原四六二九の一（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十二月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県新潟市西蒲区間瀬字熊ケ谷二〇六五の四
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千四百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十二月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県喜多郡内子町大瀬中央四五〇八の四
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千四百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十二月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉市秋月字高内一四六一の二一
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千四百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十二月六日

農林水産大臣　山本　有二

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都八王子市上川町三六八九、三六九〇、三七一七、三七一九、美山町二五八一、二五八八、狭間町一八〇九の四、下恩方町二六六四・二七〇七・二七〇九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二六六一、二六六二、二六六六、二七〇八、二九九六、三〇〇三、三〇〇四、三〇〇五の一、三〇〇六、三〇〇七、小津町四七五（次の図に示す部分に限る。）、四一九、四七七、五〇二、五〇四、青梅市沢井三丁目五九一の一、七三〇、西多摩郡奥多摩町境字さかい四四五のイ、四五七のイ、四八二の一、四八二の口、檜原村字倉掛九四一二のイ（次の図に示す部分に限る。）、九三四〇、九四〇七
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

沢井三丁目五九一の一、七三〇

○農林水産省告示第二千四百八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十八年十二月六日

農林水産大臣　山本　有二

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第35638号	化成肥料	くみあい有機、尿素、マンガン、(ほう素、苦土入りこんにゃく複合肥料	太平物産株式会社	秋田県秋田市卸町三丁目3番1号
生第45382号	化成肥料	庄内尿素有機入り粒状果樹複合	太平物産株式会社	秋田県秋田市卸町三丁目3番1号
生第56162号	化成肥料	くみあい尿素腐植酸苦土有機入り複合肥料080	太平物産株式会社	秋田県秋田市卸町三丁目3番1号

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都青梅市梅郷六丁目一五二三、裏宿町八六三の一、あきる野市網代字門口二八六（次の図に示す部分に限る。）、二四〇、二四三、切欠一八五四から一八五七まで、一八六二、一八六三の一
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）